

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

変更

| | | 担当課 | 医療対策課 | 検索番号 | 7-1 |
|---|-------------------|------|-------|------|-----|
| 法令名 | 保健師助産師看護師法 施行令 | 根拠条項 | 第20条 | | |
| 許認可等 | 准看護師養成所の学則等の変更の承認 | | | | |
| <p>(根拠規定)</p> <p>保健師助産師看護師法施行令第18条 都道府県知事は、法第22条第2号に規定する准看護師養成所の指定を行う場合には、入学又は入所の資格、修業年限、教育の内容その他の事項に関し主務省令で定める基準に従い行うものとする。</p> <p>同施行令第19条 前条の准看護師養成所の指定を受けようとするときは、その設置者は、申請書をその所在地の都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>保健師助産師看護師学校養成所指定規則第5条 准看護師養成所に係る令第18条の主務省令で定める基準は次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育法第47条に該当する者であることを入学若しくは入所の資格とするもの又は中等教育学校の後期課程であること。 2 修業年限は2年以上であること。 3 教育の内容は、別表第4に定めるもの以上であること。 4 別表4に掲げる各科目を教授するのに適当な教員を有し、かつそのうち5人以上は看護師の資格を有する専任教員とし、その専任教員のうち1人は教務に関する主任者であること。 5 1の授業科目について同時に授業を行う生徒の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に挙げられる場合はこの限りでない。 6 同時に行う授業の数に応じ、必要な数の専用の普通教室を有すること。 7 図書室及び専用の実習室を有すること。 8 教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を有すること。 9 別表4に掲げる実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用することができること及び当該実習について適当な実習指導者の指導が行われること。 10 専任の事務職員を有すること。 11 管理及び維持経営の方法が確実であること。 12 特定の医療機関に勤務する又は勤務していることを入学又は入所の条件とするなど、生徒又はこれになろうとする者が、特定の医療機関に勤務しない又は勤務していないことを理由に不利益な取扱いをしないこと。 <p>同施行令第13条及び第20条、養成所指定規則第8条の規定により、准看護師養成所の設置者は学則(課程、修業年限、教育課程及び入学定員又は入所定員に関する事項に限る)校舎の各室の用途及び面積、実習施設を変更しようとするときは、都道府県知事に申請しその承認を受けなければならない。</p> | | | | | |

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

変更

| | | | | | |
|--------|-------------------|-------|--------|-------|-------|
| | | 担当課 | 医療対策課 | 検索番号 | 7 - 1 |
| 法令名 | 保健師助産師看護師法 施行令 | 根拠条項 | 第 20 条 | | |
| 許認可等 | 准看護師養成所の学則等の変更の承認 | | | | |
| 別表 4 | | | | | |
| 科 目 | 科 目 | 時間数 | 時間数 | 時間数 | |
| | | 講義 | 実習 | 計 | |
| 基礎科目 | 国語 | 35 | | 35 | |
| | 外国語 | 35 | | 35 | |
| | その他 | 35 | | 35 | |
| 専門基礎科目 | 人体の仕組みと働き | 105 | | 105 | |
| | 食生活と栄養 | 35 | | 35 | |
| | 薬物と看護 | 35 | | 35 | |
| | 疾病の成り立ち | 70 | | 70 | |
| | 感染と予防 | 35 | | 35 | |
| | 看護と倫理 | 35 | | 35 | |
| | 患者の心理 | 35 | | 35 | |
| | 保健医療福祉の仕組み・看護と法律 | 35 | | 35 | |
| 専門科目 | 基礎看護 | 315 | | 315 | |
| | 看護概論 | 35 | | 35 | |
| | 基礎看護技術 | 210 | | 210 | |
| | 臨床看護概論 | 70 | | 70 | |
| | 成人看護・老年看護 | 210 | | 210 | |
| | 母子看護 | 70 | | 70 | |
| | 精神看護 | 70 | | 70 | |
| | 臨地実習 | | 735 | 735 | |
| | 基礎看護 | | 210 | 210 | |
| | 成人看護・老年看護 | | 385 | 385 | |
| | 母子看護 | | 70 | 70 | |
| | 精神看護 | | 70 | 70 | |
| 合 計 | | 1,155 | 735 | 1,890 | |

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

変更

| | | | | | |
|--|-------------------|------|-------|------|-----|
| | | 担当課 | 医療対策課 | 検索番号 | 7-1 |
| 法令名 | 保健師助産師看護師法 施行令 | 根拠条項 | 第20条 | | |
| 許認可等 | 准看護師養成所の学則等の変更の承認 | | | | |
| <p>(許認可等の基準)</p> <p>審査基準について、准看護師養成所の指定に当たっては、平成12年4月1日付け愛媛県保健福祉部長伺定により「看護関係法令に係る許認可等の事務処理標準の設定について」を設定している。</p> <p>准看護師養成所の運営に関する指導要領</p> <p>第1 学則に関する事項</p> <p>学則は養成所ごとに定めること。ただし、保健師課程、助産師課程、看護師課程を併設する養成所については、これらの課程を総合して定めて差し支えない。</p> <p>第2 学生に関する事項</p> <p>1 入学の選考</p> <p>(1) 入学資格の認定は、法及び指定規則に基づき適正に行うこと。</p> <p>(2) 入学の選考は、提出された書類、選考のための学力検査の成績等の資料に基づき適正に行うこと。</p> <p>2 卒業の認定</p> <p>(1) 学生の卒業は、学生の成績を評価してこれを認めること。</p> <p>(2) 欠席日数が出席すべき日数の1/3を超える者については、原則として卒業を認めないこと。</p> <p>(3) 欠席日数が出席すべき日数の1/3以内であっても、各学科及び実習に係る出席時間数が指定規則に定める時間数に満たない者については、時間外における補修又は卒業の延期等の方法によって必要な補修を行なった上で卒業を認めること。</p> <p>第3 教員に関する事項</p> <p>1 専任教員及び教務主任</p> <p>(1) 専任教員になることのできる者は、次の各号に該当する者であること。</p> <p>ア 高等学校若しくは旧制高等女学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者</p> <p>イ 看護師学校養成所を卒業した者</p> <p>ウ 看護師として5年以上業務に従事した者</p> <p>エ 専任教員として必要な研修を受けた者又は准看護師の教育に関し、これと同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>(2) 教員は、1の課程に限り専任教員となることができる。</p> <p>(3) 専任教員は、各学年各学級ごとに配置し、学生の指導に支障をきたさないようにすること。</p> <p>(4) 専任教員の担当授業時間数は、過重とならないように1人1週間当たり15時間を標準とすること。</p> <p>(5) 教務主任となることのできる者は、(1)に該当する者であって次のいずれかに該当する者であること。</p> | | | | | |

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

変更

| | | 担当課 | 医療対策課 | 検索番号 | 7-1 |
|---|-------------------|------|-------|------|-----|
| 法令名 | 保健師助産師看護師法 施行令 | 根拠条項 | 第20条 | | |
| 許認可等 | 准看護師養成所の学則等の変更の承認 | | | | |
| <p>ア 専任教員の経験を3年以上有する者</p> <p>イ 看護研修研究センターの幹部看護教員養成課程修了者</p> <p>ウ 看護業務経験が通算10年以上の者であって、看護教育に関する経験を通算5年以上有しかつ教育上適当な実績を有する者</p> <p>エ アからウまでの各号の者と同等以上の学識経験を有すると認められる者</p> <p>2 実習調整者</p> <p>(1) 実習計画の作成、実習施設間の調整及び実習評価表の管理等を行なう者が定められていること。</p> <p>(2) 実習調整者となることのできる者は、1-(1)-アからエまでに該当する者であること。</p> <p>3 実習指導者</p> <p>(1) 実習指導者となることのできる者は、担当する科目について相当の学識経験を有し、かつ原則として必要な研修を受けた者であること。</p> <p>(2) 実習施設において実習指導者を確保できない場合は、養成所に専任の実習指導者を置くよう努めること。</p> <p>4 その他の教員</p> <p>各科目を教授する教員は、当該科目について相当の学識経験を有する者であること。</p> <p>第4 教育に関する事項</p> <p>1 指定規則別表4に定める各授業科目の教科内容は、別表1を標準とすること。</p> <p>2 教育実施上の留意事項</p> <p>(1) 基礎科目中のその他については、各養成所において科目を設定すること。</p> <p>(2) 臨床実習は、原則として昼間に行なうこと。</p> <p>第5 施設設備に関する事項</p> <p>1 教室等</p> <p>(1) 学級数に相当する専用の普通教室を有すること。ただし、看護師課程の教育を異なった時間帯において行なう場合は、学生の自己学習のための教室が他に設けられているときは、同一の普通教室を兼用することができること。</p> <p>(2) 専門科目の校内実習を行なうのに必要な設備を備えた専用の実習室を有すること。</p> <p>(3) グループ討議を行なうのに必要な演習室を設けることが望ましいこと。</p> <p>(4) 調理実習室、実験室及び図書室については、他の適当な施設と兼用することは差し支えないが、設備、面積、使用に当たっての時間的制約、立地条件等からみて教育効果に支障を生ずるおそれがある場合には専用のものとする。</p> <p>(5) 校舎の各室は、採光、換気が適当であり、学生の学習環境にふさわしい考慮が払われていること。</p> <p>2 教室等の面積</p> <p>(1) 普通教室の面積は、学生1人当り概ね1.7㎡以上とし、かつ1教室の面積は34㎡以上であること。</p> | | | | | |

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

変更

| | | | | | |
|---|-------------------|------|--------------------------|------|-----|
| | | 担当課 | 医療対策課 | 検索番号 | 7-1 |
| 法令名 | 保健師助産師看護師法 施行令 | 根拠条項 | 第20条 | | |
| 許認可等 | 准看護師養成所の学則等の変更の承認 | | | | |
| <p>(2) 実習室の面積は、概ね1ベッド当り11.0㎡以上の広さを有すること。実習室には、給湯、給水、沐浴槽、手術用手洗い等の設備及び機械器具、リネン類等を格納する場所を備えることとし、これらについては、別に適当な広さを確保すること。</p> <p>(3) 図書室の面積は、学生の図書閲覧に必要な閲覧機の配置及び図書の格納のために十分な広さを有すること。</p> <p>3 機械器具、標本、模型及び図書</p> <p>(1) 教育上必要な機械器具、標本、模型は、別表2に掲げるものを有すること。</p> <p>(2) 図書は、1課程当り基礎科目関係500冊以上、専門基礎及び専門科目関係1000冊以上、学術雑誌10種類以上を標準として定員数に応じて整備すること。</p> <p>(3) 機械器具、標本、模型及び図書は、適当数を補充し充実に努めること。</p> <p>第6 実習施設に関する事項</p> <p>1 主たる実習病院は次の条件を具備していること。</p> <p>(1) 病床5床に対し1人以上の看護職員が配置されていること。</p> <p>(2) 看護組織が明確に定められていること。</p> <p>(3) 看護基準、看護手順が作成され活用されていること。</p> <p>(4) 看護に関する諸記録が適正に行なわれていること。</p> <p>(5) 実習生が実習する看護単位には、学生の指導を担当できる実習指導者を配置すること。</p> <p>(6) 看護職員に対する現任教育訓練(院内・院外)が計画的に実施されていること。</p> <p>2 実習施設である診療所は、次の条件を具備していること。</p> <p>(1) 看護手順が作成され活用されていること。</p> <p>(2) 看護師が配置されていること。</p> <p>第7 管理及び維持経営に関する事項</p> <p>1 管理組織を明確に定め、かつ十分に機能させること。</p> <p>2 養成所開設後も引き続き教育環境を整備するために必要な措置を講じること。</p> | | | | | |
| 別表1 授業科目とその教科内容 | | | | | |
| 基礎科目 | | | | | |
| 科 | 目 | 時間数 | 教科内容 | | |
| 国語 | | 35 | 健全な心身の発達と人格形成に役立つよう教授する。 | | |
| 音楽 | | 35 | | | |
| 外国語 | | 35 | | | |
| 保健体育 | | 35 | | | |
| その他 | | 65 | | | |

(様式1)
審査基準(申請に対する処分関係)

変更

| | | | | | |
|--------|-------------------|---|-------|------|-----|
| | | 担当課 | 医療対策課 | 検索番号 | 7-1 |
| 法令名 | 保健師助産師看護師法 施行令 | 根拠条項 | 第20条 | | |
| 許認可等 | 准看護師養成所の学則等の変更の承認 | | | | |
| 専門基礎科目 | | | | | |
| 科目 | 時間数 | 教科内容 | | | |
| 解剖生理 | 70 | 人体の構成、形態、機能の概要について教授する。 | | | |
| 栄養 | 35 | 栄養素の役割、栄養所要量、食事療法の概要について教授する。 | | | |
| 薬理 | 35 | 薬物の特徴、人体への影響、薬物の取扱いを中心に教授する。 | | | |
| 病理 | 15 | 病因と病変の概要について教授する。 | | | |
| 微生物 | 35 | 微生物の概要、感染と生体の反応、滅菌、消毒、無菌操作を中心に教授する。 | | | |
| 保健医療 | 20 | 医の倫理、公衆衛生と社会保険の概要について教授する。 | | | |
| 関係法規 | 15 | 保健師助産師看護師法を中心に関連法規概要を教授する。 | | | |
| 精神保健 | 20 | 心及び性の発達と健康について教授する。 | | | |
| 専門科目 | | | | | |
| 科目 | 時間数 | 教科内容 | | | |
| 基礎看護 | 245 | 看護の概要を理解させ、看護の実践に必要な基礎知識、技術、態度を教授する。 | | | |
| 看護概論 | 35 | 看護の役割と医療における看護の位置付けを中心に教授する。 | | | |
| 基礎看護技術 | 175 | 看護実践の基礎となる患者への対応の仕方、日常生活の援助、診療時の補助技術を習得できるよう教授する。 | | | |
| 臨床看護概論 | 35 | 患者の経過、患者と家族について理解させ、その間に状態に応じた看護、治療や処置に伴う看護の概要を教授する。 | | | |
| 成人看護 | 105 | 健康障害をもつ成人の特徴を理解し、日常生活の援助と診療の援助について教授する。 | | | |
| 老人看護 | 35 | 老化現象や健康障害をもつ老人の特徴を理解し、日常生活の援助と診療の援助について教授する。 | | | |
| 母子看護 | 70 | 出産前後の母児及び健康障害をもつ小児の特徴を理解し、日常生活の援助と診療の援助について教授する。 | | | |
| 臨床実習 | 595 | 基礎看護、成人看護、老人看護、母子看護で学んだ日常生活の援助と診療の援助を中心に体験させ、看護の実践に必要な知識、技術、態度を習得できるよう教授する。 | | | |
| 基礎看護 | 105 | | | | |
| 成人看護 | 385 | | | | |
| 老人看護 | | | | | |
| 母子看護 | 105 | | | | |

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

| | | | | | |
|-----------------|-------------------|---------------------------------------|-------|------|-----|
| | | 担当課 | 医療対策課 | 検索番号 | 7-1 |
| 法令名 | 保健師助産師看護師法 施行令 | 根拠条項 | 第20条 | | |
| 許認可等 | 准看護師養成所の学則等の変更の承認 | | | | |
| 別表2 機械器具、標本及び模型 | | | | | |
| 品 目 | | 数 量 | | | |
| 成人用ベッド | | 学生5人に1 | | | |
| 小児用ベッド | | 1 | | | |
| 新生児用ベッド | | 1 | | | |
| 床頭台 | | ベッド数 | | | |
| オーバーベッドテ ーブル | | ベッド数 各1 | | | |
| 診察台、椅子 | | 2 | | | |
| 看護実習モデル人形 | | 1 | | | |
| 注射訓練モデル | | 1 | | | |
| 外科用包帯人形 | | 1 | | | |
| 導尿訓練モデル | | 2 | | | |
| 浣腸訓練モデル | | ベッド数 | | | |
| 沐浴用人形 | | ベッド数 | | | |
| 洗面用具一式 | | 1 | | | |
| 清拭用具一式 | | 1 | | | |
| ケリーパッド | | 1 | | | |
| 洗髪車 | | 2 | | | |
| 清拭車 | | 各種 | | | |
| 乳児沐浴用具一式 | | 各種 | | | |
| 排泄用具一式 | | 1 | | | |
| 砂のう | | 1 | | | |
| 包交車 | | 1 | | | |
| 診察用具一式 | | 1 | | | |
| 計測器一式 | | 各種 | | | |
| 救急処置用機材一式 | | 各種 | | | |
| 注射用器具一式 | | 各種 | | | |
| 浣腸用具一式 | | 2 | | | |
| 洗浄用具一式 | | 1 | | | |
| 処置台又はワゴン | | 各種 | | | |
| 煮沸消毒器 | | 2 | | | |
| 消毒缶 | | 各種 | | | |
| 手術用手洗用具一式 | | 各種 | | | |
| 小手術用機械器具 | | 1 | | | |
| カテーテル類一式 | | 各種 | | | |
| 車椅子 | | 各種 | | | |
| 歩行補助具 | | 各種 | | | |
| 自助具 | | 各種 | | | |
| 各種リネン類 | | 各種 | | | |
| 標本及び模型 | | 各1(人体解剖、人体骨格、血液循環系統、頭骨分解、呼吸器、消化器、筋肉等) | | | |
| 視聴覚器材等 | | 各1(VTR装置、教材用ビデオテープ、スライド映写機、OHP) | | | |
| ピアノ | | 1 | | | |